

労働者の新聞『ラトリエ』紙

杉 村 和 子

【要約】 『ラトリエ』紙 L'Atelier (1840~1850) はパリの手工業労働者の一グループの新聞である。これに思想的影響を与えたビュンニは、カトリック・ジャコブンの社会主義者で、同紙の代表者コルボンと共に二月革命の際、労働者・社会主義者の支持と、他方でそれらの進出を懸念するブルジョワ共和主義者やカトリック勢力の支持をうけ、前者はパリ副市長、第二共和政初期代国会議長、後者はパリ市長秘書、第二代会副議長をつとめた。かかる事情や経歴から、両者および『ラトリエ』紙の説く association 思想はもっぱら、革命を否定し労働者生産協同組合による社会改良を志向するものとして、カトリック的研究者からは高く評価され、マルクス主義的研究者からは黙殺されるか、ブルジョワ共和主義を利する思想とみなされるかしてきた。しかし『ラトリエ』紙の association 理論を七月主政期の現実と対応させて考察すると、単なる労働者生産協同組合とは異った別のイメージが浮び上がる。

史林 五二卷三号 一九六九年五月

一

一八四八年の革命に参加したフランス労働者の大衆的行動はブルジョワジーを反動化させ、六月事件を契機に、

『社会』革命から生まれたブルジョワ共和国^①を王党派に傾いた大ブルジョワジーの手に集中させ、第二帝政に象徴される資本主義の政治支配体制の再編強化を生み出した。このことはフランスの労働者階級が世界史の動向に関わる

一因子としての地位を獲得するに至ったことを示す。

しかし、一九世紀半ばまでのフランスの経済構造は産業革命期にもかかわらず農業の占める地位が大きく、工業は手工業が支配的で、当時の労働者階級は近代的プロレタリアートがまだ未熟で手工業的労働者の支配的な「極貧の状態からほとんどブルジョワ的水準のものまで」複雑な階級構成を示していたことが指摘されている^②。では、かかる条件下でフランスの労働者階級はどのような要望や目標を

もって行動したのであろうか。階級としての統一的な連帯意識を持っていたのだろうか。四〇年代におけるフランス社会思想に関する研究はあっても労働者階級のかかる問題に関する研究はまだ極めて少ない。③本稿では労働者自身で編集された新聞 *L'Atelier* を手がかりに、七月王政期の共和主義運動と労働運動の二側面からこの問題へのアプローチを試みたい。

L'Atelier に関してはすでに A. Cuvillier の詳細な研究がある。④彼の見解は、同紙を労働者の新聞と強調しつつも他方でビュシェ派の機関紙として「カトリック・ジャコバン」的思想および労働者生産協同組合理論の宣伝をしたものとして、とくに後者による暴力によらない社会変革の思想という立場で評価している。R. Gossez は七月王政期の労働者により編集された新聞として最も注目すべき点としながら、ビュシェ派の機関紙であった点、労働者の前衛を結集していなかった点、二月革命後も精神的進化を示さなかった点で労働者の新聞としては欠格だとみる。⑤ *Yolaine* は「ブルジョワ共和主義者の資金援助による共産主義に對抗する手段」⑥という。しかし、他方では、共産主義的労働者

の新聞、⑦四八年以前の社会主義に現実主義的色調を付与したものの、⑧二月革命初期に実現された労働者の諸要求のプログラムを革命前に提起し、国民的見地をとりながらも労働運動の発展しているすべての国のその運動に関心をもち、とくにイギリスとフランスの勤労者階級連帯の紐帯を創造しようとし、掲載記事が無署名で集团的に編集していたことなどで一八四〇年ごろ発刊された新聞の中で最も重要なもの、⑨積極的評価を与えるものもある。その他、四〇年代初期の労働者に最も影響を与えたもの、あるいは七月王政期のストライキ研究にとって貴重な労働者の資料とするものなどがある。⑩以上のような対立を見せている評価の中で、共通している点は、少なくとも七月王政期の労働者の新聞として何らかの注目すべき点を持っていたことである。

① マルクス『フランスにおける階級闘争』へのエンゲルスの序文(青木文庫、一七頁)。

② Jean-Pierre Aguet, *Les grèves sous la Monarchie de Juillet* (1830~1847), Genève, 1954. ①⑥中で著者は当時の史料として Villeneuve-Bargemont, Bigot de Moringne, Buechez その他に於て民衆の諸条件に関する社会調査、一八四〇—四四年における行政当局の産業調査、四八年リユクサンポール委員会の調査などを利用している。

③ 喜安朗「二月革命におけるバリ労働者階級の構成について」(史学

雑誌』第六編第一一号)。同「フランクムにおける資本と労働の」初
 期的「対抗と六月事件」(『歴史学研究』二二七号)。井手伸雄「七月
 王朝期における建築士の運動」一とく(下請制廃止の要求をめぐ
 りて)『史淵』六七・六八合併。労働者の新聞を扱った最近の研究
 として R. Gosssez, *Presse parisienne à destination des ouvriers*
 (1848~1851) (La Presse ouvrière 1819~1850) (Bibliothèque de
 la Révolution de 1848, Tome XXXIII, 1966) を挙げる。

- ① Armand Cuvillier, *Un journal d'ouvriers "L'Atelier" (1840~1850)*, 1954.
- ② R. Gosssez, op. cit., p. 133.
- ③ V. Volguine, *Idees socialistes et communistes dans les sociétés
 secrètes (1835~1840)*, *Question d'histoire*, II, p. 30.
- ④ G. Gaeta, *Première orientation sociale du journalisme (La
 Presse ouvrière 1819~1850)*, pp. 215~216).
- ⑤ Raymond Manevy, *L'extraordinaire destin d'un petit journal
 rédigé au siècle dernier par des ouvriers pour les ouvriers:
 L'Atelier*, (*Etudes de Presse*, vol. VI-N° 10, p. 158, Paris,
 1954).
- ⑥ E. Dolléans, *Histoire du mouvement ouvrier*, t. I, pp.
 187~188.
- ⑦ Émile Coornaert, *Les Compagnonnages en France du moyen
 âge à nos jours*, Paris, 1966, p. 93.
- ⑧ Agnet, op. cit., p. 226, p. 291.

11

L'Atelier は一八二九年にサン・シモン派と分裂したビ

ュンユ (P.-J.-B. Buchez) や彼の弟子たちの宣伝活動により
 印刷工を中心とする労働者が彼等自身で新聞発行を計画し

表1 L'Atelier の編輯関係者の出身

印刷工	26	〔1名だけのもの〕
製本工	7	
大指物工	4	
指物工	3	
鉸前工	2	
機械工	5	
宝石加工職人	8	
仕立職人	5	
帽工	3	
靴工	3	
黒檀細工職人	2	

文献は Cuvillier, *Un journal d'ouvriers*,
 p. 201.

てなされたものであるが、創刊の前年にブランキら「季節
 社」*Société des Saisons* の蜂起の失敗で秘密結社が潰さ
 れ、創刊の四〇年には79頁の表3のようにパリの一大スト
 ライキがあり、これらが同紙発刊のバネであったといえる。^③
 ムルボン (Anthime Corbon) も「季節社」の蜂起に参加し
 ていたとすらいわれている。^④四〇年はまた議会の反政府派
 の選挙改革のための一大運動、^⑤政府のエジプト問題での

外交的失策および幼児労働法が貴族院 La Chambre de Paris で討議された年でもあった。また三九年にはルイ・ブランの『労働の組織』、アグリコル・ペルディギエ Agricol Perdiguer の『職人組合読本』Le Livre du Compagnonnage が、四三年にはフロラ・トリスタンの『労働者の団結』L'Union des Travailleurs が公刊され、後二者は労働者の階級意識の目覚め、とくに最後者は近代的形態によるサンジカリズムの先駆とされている^⑤。このような時代の空気の中でL'Atelier は誕生したがこの時、三九年に創刊されたサン・シモン派労働者の新聞 La Ruche populaire からかなりの印刷工がこれに加わり後者は打撃をうけたようである^⑥。

L'Atelier は「労働者の道徳的・物質的利益の機関紙」と名のり、九月四日の創刊に先立って「発刊のための組織委員会」が出した趣意書は次のようにその立場をのべている。それは、「すべての職業の労働者へ」宛て「組織委員会は、我々の未来の改良の出発点が父祖の標語たる自由・平等・友愛・統一という言葉で、簡潔に表現されている道徳的原理にあることを以前から認識してきた。これらの標語

から政治的原理として人民主権 la souverainete populaire、産業的原理として協同組織 l'association が展開されてくる。したがって、我々の発行する新聞は人民主権実現のために、今日広く開始されている選挙改革を説き、また、労働生産物の最も正当な分配を獲得するための独得な手段として産業の協同組織 l'association industrielle を説くのである^⑦」。創刊号は、普通選挙、九月ストライキにおける資本家と労働者に対する警察の不公平な処置への非難攻撃、東方問題に関するフランス政府の態度への非難などを掲載し、労働者であると同時に、きわめて国民的・愛国的であった。それは、彼等の、いわゆる素朴な国民感情に裏打ちされているが、彼等の祖国フランスが大革命の伝統を持つフランスであったことを見落してはならない。彼等は、ビュシェの『フランス革命議会議史』の「序文」にみられるその立場を忠実に継承していた。それを要約すると、(1)七月王政期のフランスはプロテスタンチズムによるエゴイズムの氾濫で無秩序である。それは大革命の際、国民議会やシロンド党が自然法を楯にとつて旧社会を破壊したまま放置し、現代のシロンド党(七月王政)がそれを継承している

からである。したがって大革命の課題は完結していない。

(2)人間は社会的存在だから一人では生きられない。ゆえに、社会的に欲求し、社会的にそれを充足させねばならない。

そのためには、共通の活動目的「友愛」実現のため社会を再組織せねばならない。それにはまず、エゴイズムに汚染された精神がイエスの実践した「献身」の徳に目覚めねばならない。(3)大革命でその献身を体現したのがジャコバン

・ロベスピエールで、彼等は危機の中でフランスの統一を守り、人民主権を実現させた。人民主権の実現には、民衆の「下から」の自発的・献身的行為が必要である。(4)未完のフランス革命を完成させるため次期革命において、最も怖いのは、現代のジロンド党たるプロテスタントのギン・ーらによって感染させられた民衆のエゴイズムと無気力である。次期革命では、国内の反乱や市民戦争や対外戦争がおこるよりも、民衆のエゴイズムが、飢餓に耐えられず一七九四年にロベスピエールを失脚させたように、革命を挫折させることが怖い。したがって、革命が長期間つづこうとも、彼等がそれを支持し国民を統一し、自分の幸福のためでなく、次の世代のために生きる道徳「献身」を実践す

ることが第一である。

以上要約した思想を忠実にうけとめながら L'Atelier は、労働者の立場でそれを発展させたといえる。

ビュシェの「友愛」の秩序は「共同社会」*communauté* 実現のための産業の協同組織 *association* であつた。その構想はすでに三一年の「ヨーロッパ人」*L'Européen, journal des sciences morales et économiques* の中に示されているが、労働者に生産用具を獲得させ、社会資本を増大するための「労働者生産共同組合」の組織であり、とくに、個人的に譲渡出来ない、*inalienable*、また分割も出来ない *indivisible*。社会的資本の形成・増加により、全労働者を労働者生産共同組合に組織することをねらった点に特色がある。^⑧ L'Atelier の《association》について考察すると、「労働者の労苦の賜物である全生産物を、彼に確保するためには、不労所得を廃止し、……何も生産しない者は、何物に対しても権利を持たない」(四二年三月号^⑩)という原則に立って、そのためには労働者階級は労働用具の占有 *possession* を必要とする(四五・三)。その実現には、現在のような親方と労働者の不滅の敵対的利害関係が、社会的に存在する限り不可

能であり(四八・二)、我々は親方および資本家を廃止するよう邁進する(四五・三)。このような明確な階級闘争の意識から出発し、したがって L'Atelier の association は七月王政初期以来、労働者の中にみられるような、「若干の労働者が個人的利益の立場から、零細な自己資金を持ち寄って、一定期間生産協同組合をつくり、親方に上昇するために行なう」協同組合ではなかった。同紙によると、後者は「エゴイストの association」であって、賃金生活者の解放と親方の廃止を実現するものではない(四〇・十)。かかる協同組合では、労働力が不足すると補助的に賃金労働者を雇用し、資本家と同様に、あるいはそれ以上に、彼等を搾取する。そして一定期間が経過すると、会社の資金と利益を分配して個々に独立し、結果的には親方の数を増大させるだけである。だから「献身」の立場で association は設立されねばならない。かかる組織は「仕事 oeuvre に応じて各人への分配を行ない、労働者の利益にのみ立脚し、階級闘争を終結させ、すべての人が相互に敵対することなく、共通の繁栄を目指して労働し……我々は未来には親方と労働者がおもや存在しなくなることを希んでいる」

(四一・二)。L'Atelier は自由競争が工場主たちをエゴイストにさせ「彼等の仲間の損失においてしか自己の繁栄を求めようとしなくなっている」(四一・二)のみではなく、労働者たちをも「ともぐい」sentre-dévorer させていることを憤り、ビュシェの協同組合理論の中で革命的価値をみとめたのは「個人に分割されず、譲渡されない」資本の社会的性格であった。かかる資本は「我々の親方の資金が我々に属さないと同じく、そのような資本は組合員に属さない」(四一・三)。かかる点で L'Atelier は自らを「コミニスト」であると宣言している(四五・三)。

では、このような組織により、労働生産物の最も正当な分配はどのようになされるのか。分配は各人の仕事に、必ず、ことはのべたが、その仕事は、生産された労働の「内在的価値」la valeur intrinsèque ではなく、「彼がその生産に費した努力と献身の総額を基礎とする」(四一・七)。したがって、分配の原理は「各人の能力に応じて」ではなく、労働者の「善なる意志 sa bonne volonté に応じて各人へ」と公式化される(四二・十一)。このことは association の管理者の給料を組合のメンバーのそれより高額にはさせ

ず(四一・三)、最良の分配の様式は「出来高払い」とする。そして、「最も辛い労働をした人々の給料を高くするのが正当である」(四一・三)^①。以上、L'Atelierのassociationの構想をみたが、同紙がかかる組織で労働者の解放を実現しようとするのは「経済的秩序が問題とされているとはいへ、我々は食欲の大義 cause を弁護するのではなく、労働者の尊厳と自由の大義を弁護する」ためであり(四五・一)、生産手段の共有を通じての個人の解放を最終の目標としている。それは同紙の財産制に対する見解をみるといっそう明確になる。L'Atelier は財産を二つに分けて考える。すなわち生産財と消費財に区別し、前者については association の構想に示されているように、労働用具の非個人的・譲渡され得ない共同の占有 possession、後者に関しては、分配の原則にしたがって各個人が獲得した消費財は、個人的で、移譲することも可能な所有 propriété (四一・七)^②であるとする。労働用具の共同の占有は、下層階級に個人的所有を構築する目的に他ならない(四五・五)。さらに財産相続に関しては、現行のような制度は「不平等を構築する原理」とみて、財産相続が家族の存在にとって絶対必要なものであることを否

定し(四三・二)、「絶対的に相続権を否定するものではないが、それを修正する余地がある」(四八・一〇)と、四八年以前には明確な意見を示していないが、前述の内容と財産制に対する態度から考えて、生産手段たる労働用具の相続は禁止、労働の生産物たる消費財の相続のみを認めようという含みを持っていたのではないかと考えられる。^③

このような所有や相続制への態度は、三〇年代の共和主義秘密結社に流れる、いわゆるバブーフ主義的共和主義、「兵營」^④的共産主義とはニュアンスを異にするものであったが、三九年の「季節社」の蜂起事件後、四〇年代における彼等の流れをひく、いわゆる共産主義者の活動を見ると、必ずしも L'Atelier の主張と本質的な差異はないように思われる。

次に七月王政期の共和主義秘密結社の活動を概観し、L'Atelier との関係を明らかにしたい。

① ヴァンハは Chabanais 街の自宅で公開講演をしたり、新聞『ヨーロッパ人』(L'Européen)を発行してサン・モン派およびその別の異端であるド・ネルーの『地球』Le Globe に対抗した。(Currière, P.-J.-B. Burchet et les origines du socialisme chrétien, 1948, pp. 42~43 (Centenaire de la Révolution de 1848).)

② このストライキにユンエの弟子で机述者 Otto (当時弁護士)が労働者の团结行為をすめたる理由で逮捕され、その時の押収文書の中でリヨンの共産主義者と関係をもっていたことがみとめられる。(Cuvillier, Un journal douvriers, pp. 199~200).

③ Ibid., p. 19.

④ Le Montieux des syndicats ouvriers, 29 mars 1891 ヲ Capron 著。ユンエ。 (ibid., p. 53)

⑤ Roger Garandy, Les sources françaises du socialisme scientifique, 1949. (平田清明訳『近代フランス社会思想史』ワネルヴァ書房、二四七頁) Volguine, op. cit., p. 37.

後者は、彼女の計画はまだ多くの面で空想的でよく洗練されていなく、四〇年代の共産主義はまだ多くの点で複雑な垢抜けしないものであった。

⑥ Cuvillier, op. cit., p. 21; R. Gossez, op. cit., p. 132.

⑦ Ibid., p. 20.

⑧ Buchez et Roux, Histoire parlementaire de la Révolution française ou journal des assemblées nationales depuis 1789 jusqu'en 1815 (40 vols., Paris, Paulin) の各巻の序文にユンエの革命思想が語られていて、詳しくは拙稿「ユンエと革命」(『西洋史学』七五号)参照。

⑨ ユンエの協同組合理論については平実『市民革命と協同思想』(ワネルヴァ書房、昭和三五年)に詳細な研究がある。

⑩ Cuvillier, op. cit., p. 156.

⑪ 一八三〇~三四年は労働者生産協同組合運動の全盛期であった。

(J. Brunat, Histoire du mouvement ouvrier français, t. I, Paris, 1952)

⑫ 当時の概念では共産主義は財産共有による共同生活的社会を意味したようであり、また社会主義の語はプルールの『個人主義と社会主義について』から使用されはじめ、共産主義に対し、富の社会化により個人の自由を志向するものであったと、オズボーン (David Owen Evans, Le socialisme romantique, 1948, pp. 223~238). なお木橋

の L'Atelier に対する扱いは、「一八四七年には社会主義は中産階級の運動であり、共産主義は労働者階級の運動であった」とする場合、後者に属するものとみている。(ヤルクス・ヘンゲルス『共産党宣言』一八四八年のヘンゲルスの序文(岩波文庫三五頁))

⑬ Cuvillier, op. cit., pp. 167~170.

⑭ L'Atelier の possession と propriété の語を区別して使用している。Cuvillier はプルールの影響であろうと指摘している。(ibid., p. 142)

⑮ Ibid., p. 142.

⑯ ユンエが『序文』の中でペンブーフに対し使用した語、詳しくは前掲拙稿四九頁参照。

三

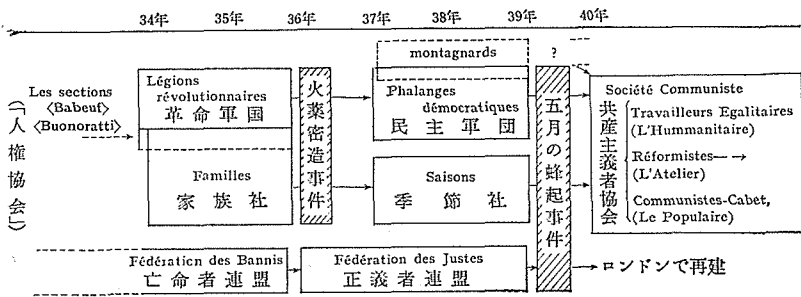
七月王政期の共和主義秘密結社運動の源流は「人権協会」 Société des Droits de l'Homme にある。これは七月革命の硝煙の中で誕生した「人民の友」社 Société des Amis du Peuple の後身で、三二年ラマルク將軍の葬儀の際の弾圧後、一派が母体となって新組織をつくったものである。①すでに「人民の友」の中でブランキは社会主義的マニ

フェストを発表し、ブルジョワとプロレタリアの階級対立を予想して、代議制・三権分立主義への攻撃を表明している。ビュシエも大革命の国民公会やロベスピエールを賛美し、政治における強権を主張をしていた。^②「人権協会」は地方と、労働者へのプロバガンダに重点をおき、パリに中央機関、地方に多くのセクションを持ち、リヨンには支部があった。合法結社ではあったが秘密の会合で活動しその支持者は数千人に及んだといわれる。それだけに内部には様々の見解の対立がありP・ルルーが招かれて「綱領」採択委員会が招集された時、その代表者たちは三派に大別された。①マラスト Marrast ら、自由を要求する「ダントンの尻尾」② Lebon や Vignerte ら平等を要求する「ロベスピエールの尻尾」。これはバブーフにインスピレーションを感じていた。③ Godetroy Cavaignac ら友愛の実現を要求するものなどである。この他、この結社の雰囲気で見落せないのはセクションの名称の「有徳の友」Amis de la Vertu とか「禁欲」Stoicisme に象徴される道徳的、宗教的感情が全体の運動に流れていたことである。「人権協会」の綱領は Vingt-sept 事件の際、明るみに出

たが、それはロベスピエールの「財産権を生存権によって制限する人権宣言」をもとにまとめられている。Vingt-sept 事件の関係者は、人民蜂起を最も祝聖な権利、最も神聖な義務と主張する「人民の権利」Les Droits du Peuple という結社内の分派であるが、Girod de l'Ain の報告書によると、当局は、彼等がフランス革命の「農地均分法」を支持し、財産制度の変更を企てたとの理由で問題視しようである。この事件の被告に L'Atelier に加わる Chevé^④ (当時二才) が含まれていた。裁判で公表された彼の遺書には「自由の神聖な利益のために私の命を犠牲にし：共和主義者たるものは、この国に王が君臨している時は日々死を覚悟すべきである。：地上への未練を断ち切らねば真の有徳にはなれない。：この世界で革命を志すもの、善行を志すものは墓の中でしかまどろむことは出来ない」と記されており、これは事件前夜に書かれたものであるが、当時の共和主義者の行動に宗教的感情が強かったことがよくわかる。これは L'Atelier のカトリック的立場にも通ずるものといえよう。三三年末、この事件の数日前、この結社のメンバーが労働者のストライキ扇動の理由で逮

捕されたがこの件で起訴されたものの中に当時仕立職人を組織していた Grignon と靴工の組織者 Efrahem が含まれ、二人とも「人権協会」のメンバーであった。Agnel によると、政府はこの年の一大ストライキがまだ職業的要求しか掲げていなかったが、これが反体制運動の方向に指揮されることを恐れ、自らの立場を正当化するため外見上「人権協会」の活動を理由に起訴したとみている。⑥ この三年の共和主義者と労働者の行動が明確な一つの目標で結ばれていたかどうかは未だ実証されていないが、かかる懸念から政府は両者を一挙に弾圧する措置に出た。これが三四年四月と三五年九月の諸立法法である。四月法で二十名以下の結社も禁じられ、九月法では、新聞の保証金額の引き上げ、デッサン、石版画、脚本への検閲、王への攻撃に対する不敬・侮辱罪、共和主義の禁止などが決められ、共和主義運動の弾圧をねらっていた。⑦ 以後、共和主義者は秘密結社活動に入り、労働運動も停滞気味でその活動分子は前者に合流したと思われる。四月法制定の直前、Cossiez が最初の労働者新聞の芽生えと評価している『良識』Le Bon Sens の発行責任者 Rodde が株式取引所前と同紙の

表2 七月王政期の共産主義的の秘密結社略年表



Tchernoff, Le parti républicain sous la Monarchie de Juillet; Volguine, Idées socialistes et communistes dans les sociétés secrètes; Dolléas, Histoire du mouvement ouvrier, I をもとに作製したもの。

呼び売りをして警察を挑発した際、「人権協会」のメンバーが彼を囲んで護った事実がある。^⑨

三四年、リヨンおよびパリのトランスノナン街の大虐殺後、共和主義者はその裁判がプロバガンダの役割を果すと期待したが世論は無関心であった。四〇年まで彼等の巢窟であった秘密結社は表²の通りである。これら結社の歴史は De la Hodde, Histoire des sociétés secrètes (1865) や、警察やそのスパイの報告、裁判記録などを史料にしているが、結社の名称、思想的立場、結社成立年月日など、史料相互に矛盾が多くこれら結社の中で形成された思想の進化の研究は困難である。^⑩「季節社」や「民主軍団」に関しては三九年の五月事件に関する裁判報告書から結社のプログラムが若干知られている。その活動目的は「社会的急進的革命による土地および産業の全生産物の平等な分配による社会的平等の実現」であり、その基礎理念は、「すべての物を生産している人民、労働者はすべての物を占有する権利を持つ」ことであった。押収文書の中には新入者への質問形式による儀式が示されているが、まるで職人組合に入会する時のようであったといわれる。^⑪各結社

について概観すると、最初に成立した「革命軍団」は王家・貴族・ブルジョワを破壊することを夢み、三四〜三六年には「家族社」に合併されたともいう。^⑫「家族社」はバルベス Baudes、マルタン・ベルナル Martin Bernard、ブランキ Blanqui の指揮下にあり、若干は議会用語も知らないような労働者で、その他中産階級出身者をメンバーとしていた。三六年に千〜千二百人ほどの加入者があり、バブーフ的革命的暴力行使を方針とする他は「人権協会」の社会的改革の綱領を持っていた。三六年三月「家族社」の火薬密造所が発覚しブランキ、バルベスら二四名が逮捕された。^⑬この時、政府が急にパリの駐屯軍を移動させ、第二軍団をアフリカへ派遣させたことはこの事件に軍人が参加していたことを推測させる。^⑭この事件後「家族社」が分裂して、最も過激な Montagard は「革命軍団」の後身、「民主軍団」を再建した。これは内部に旧軍隊組織を維持し新しい「分隊」Les Pelotons を持った。結社の規約では委員会による軍隊への働きかけが示されていたらしい。Merihou の報告によるとこれら結社の発行した文書に兵士へのアピールが含まれている。^⑮他方三七年の大赦後、

ブランキらは殆んど労働者のみの穏和派 *modérés* を集めて「季節社」を組織した。これは「人権協会」の遺産を継承したが、「家族社」のように地方とは連絡を持たずパリでの革命の成功を期待していた。加入者は六百〜九百人だったという^①。これら結社の綱領は三七年ごろ *Chenu* の警察の記録に、所有の廃止、専制の排除、労働・住居・食事の共同体の創設、万人に対する無償の義務教育などが記されており、その他、妻の共有、家族の廃止を指摘する論者もある^②。この結社はバブーフ主義の伝統を代表するものとされ、人物ではブランキがその化身とされている^③。

以上とは別の潮流に「亡命者連盟」と「正義者連盟」があった。前者は三二年パリで労働者・学生・知識人らのグループ (これに「人権協会」の *Erdem* が参加していた) が母体となり三四年に成立した。その立場は民主主義とバブーフ主義であり、サン・シモン主義の影響をうけた *Theodore Schuster* がその理論を代表し、国家による合資会社形式の労働者生産協同組合を主張していた。三六年にこの連盟から「正義者同盟」が分離した。これらの結社にはドイツ・スイスからの亡命者、印刷工の *K. Schapper*、時計

工 *Joseph Moll*、仕立職人 *W. Weiting*、その他の労働者、ジャーナリストらが含まれ「季節社」と共通する、生存権・代表権・教育権を原理としていた。「正義者連盟」の方では、黒檀細工職人や大工を中心に「政治革命が社会共和国を実現に導く」と考える選挙改革主義^④の立場をとり、仕立職人・靴工は財産共有を基礎に神秘的な共和国の建設を考えていた^⑤。

このような秘密結社が活動している中で、七月王政は政治的危機に直面していた。三六年以降ルイ・フィリップの個人的支配が強まり、それに対して議会で王朝的左派とブルジョワ左派が野合し *Molé* 内閣を攻撃していた。三九年までに議会は二度も解散され、同年には *Molé* 退陣のあと内閣の空位が二ヶ月も続いていた^⑥。丁度この時、五月十二・三日の「季節社」による蜂起事件がひきおこされたのである。

事件そのものは「茶番」にすぎなかった。ブランキ、バルベスら「季節社」の三百人に「正義者」のメンバーが加わり、少数の武装者を含んでパリの民衆に革命を呼びかけた。そして、日曜日なので誰もいなく *L'Hôtel de Ville*

のホールを彼等だけで占拠し、ブランキ起草の「王制・貴族制の破壊、平等の支配の確立、雇用制度の廃止」宣言をバルベスが読み上げた。さらに、民衆に武装を呼びかけ、

兵士と連合することを訴えた。その他、市内の留置場から武器・彈薬筒を奪い、一〇二の区役所を占拠しバリケードを築いたが、兵士らはあっさり彼等を制圧した。蜂起の原因は、ブランキの側に立ってみると、この年の經濟危機による失業者の増大（パリで十万人という）と内閣危機を利用して民衆を武装蜂起させ、革命のチャンスを狙ったといえる。一説では *montagnards* の一部に警察のスパイが潜入し内部で挑発して「季節社」を行動へと駆りたてたのではないかと見るむきもある。Maurice Dommanget は外務省で発見された *Tasheran* 文書で、ブランキが無実であり、バルベスのあさましい術策の犠牲になったのだといっている。ブルードンもブランキの無実を主張していたという事である。Tchernoff は *Montagnard* の奇怪な行動はともかく、未だかつて蜂起がこれほど時宜を得ておこったことはなかったことに注目すべきであると主張している。政府の空位が数ヶ月続いていたその時、ブルジョワジーを

ルイ・フィリップのまわりに結集させるには反政府的革命派の大胆な計画 *le coup de main*こそ必要事であったはずだと推測している。

この事件に対し民衆はパリでも地方でも無関心で、地方では警察の挑発と信じられていた。「季節社」のメンバーはブランキ以下大量に逮捕され、この結社は事実上潰れた。「正義者連盟」から参加したドイツ人らも打撃を受け、ワイトリングはスイスへ亡命し、ロンドンへ亡命したのもある。この組織はその後、四〇年にロンドンで再建された。この時期からフランスでもイギリスでも、その教説はともかく、労働運動は本能的に一国の労働者の連帯を国際的な連帯へと結びつける傾向が出てくる。L'Atelier がチャーチストへ連帯を呼びかけたり、ロンドンへ亡命していたイタリア人労働者とマツィーニを通じて連絡をしていたのめかかる背景によるものといえよう。この三九年の事件および「季節社」に L'Atelier のホルボンは近接した行動をとっていた。また同紙の編集者達が一八四〇年までは陰謀家であったことを四八年三月に表明している。

四〇年における L'Atelier の創刊は、後述するように、

この三九年の「季節社」の事件の反省から、大衆的基盤をもった革命運動を志向するものとして現われたと考えられる。次に四〇年代の共和主義的秘密結社活動と L'Atelier の関係を考察することによって、この点を検討してみた。

- ① I. Tchernoff, Le parti républicain sous la Monarchie de Juillet, Paris, 1901, pp. 271~272.
- ② Ibid., p. 262.
- ③ Girod de l'Ain, Procès d'avril 1834, Rapport, 1835 t. I, pp. 33~35 (cité par Tchernoff, *ibid.*).
- ④ Charles François Chevé 彼は帳簿系 teneur de livre を勤めた労働者で七月革命・ポーランド人の蜂起・ムルギーの独立運動などに参加した熱烈なカトリック社会主義者で二月革命後はブルーノンに接近する。(Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier, t. I, (1964), p. 416.
- ⑤ Tchernoff, *op. cit.*, p. 295.
- ⑥ Aguet, *op. cit.*, pp. 115~116.
- ⑦ F. Ponteil, La Monarchie parlementaire 1815~1848, 1949, pp. 164~166. なお、七月王政期の概説は前川貞次郎『フランス革命史研究』(創文社、昭和三二年)参照。
- ⑧ Gosses は労働者の新聞の条件の一つとして、廉価なこと、権力の妨害をきけて販売人を護り、購読者を拡大する自主的組織の存在することをあげ、最初のその例として Le Bon Sens を評価するが、公共図書館におけるその蒐集は不備なため詳細がわからぬ。(op. cit., p. 128)

- ⑨ Tchernoff, *op. cit.*, p. 297.
- ⑩ Bastard, Attentat du 13 septembre 1841, Quénisset Rapport, 1841; Girod de l'Ain, Attentat du 15 octobre 1840; Mérilhou, Affaire des 12 et 13 mai 1839, Rapport, 1839; Giquet, Mémoires, 1840 (4 vol.); Taschereau, Revue rétrospective 42, 43, 44.
- ⑪ Tchernoff, *op. cit.*, p. 370.
- ⑫ Volguine, *op. cit.*, pp. 15~16.
- ⑬ Ponteil, *op. cit.*, p. 171.
- ⑭ Dolléans, *op. cit.*, p. 174. 「家族社」セントランキと設立した「ヌヤクドド」で設立したセントランキは三五年入会「家族」の五〜十二人の細胞に分れた。
- ⑮ Ibid., p. 175; Ponteil, *op. cit.*, p. 171; Tchernoff, *op. cit.*, p. 373.
- ⑯ Tchernoff, *op. cit.*, p. 382.
- ⑰ Montagnards は三九年五月事件以降成立したとみるもの、それ以前からあって蜂起を挑発したものが、あるいは「民主軍団」と同一のものとするなど異説があるが、ここではおろしなう。とにかく三九年の事件に關連して奇怪な存在である。
- ⑱ Mérilhou, *op. cit.*, p. 33 (cité par Tchernoff, *op. cit.*, p. 383)
- ⑲ Tchernoff, *op. cit.*, p. 383; Ponteil, *op. cit.*, p. 171.
- ⑳ Volguine, *op. cit.*, p. 16.
- ㉑ Ponteil, *op. cit.*, p. 171.
- ㉒ Dolléans, *op. cit.*, p. 175; Ponteil, *op. cit.*, p. 171.
- ㉓ Ibid., p. 176.
- ㉔ Ponteil, *op. cit.*, pp. 170~172.
- ㉕ Dolléans, *op. cit.*, pp. 177~178.
- ㉖ Tchernoff, *op. cit.*, p. 376.

- ⑤ M. Dommanget, *Blancqui et le document Tachereau*, cité *Dolleans*, op. cit., p. 178.
- ⑥ *Dolleans*, op. cit., p. 179.
- ⑦ Tchernoff, op. cit., p. 376.
- ⑧ *Dolleans*, op. cit., p. 178.
- ⑨ 「この世で苦しんでいるすべての人々はその不幸の終りを期待し、フランスとイギリスの労働者の永遠の同盟を願ってしっかりと団結しよう」(四二・十) (Cuvillier, op. cit., p. 111) これに対し四三年一月チャーチスマンはこれと同様な返事を与えている。(Dolleans, op. cit., p. 189)
- ⑩ 彼S「下」Apoloato popolare 紙を編集していたイタリア人労働者、マンツィーニの手紙は四一年に自殺した印刷工 Boyer (L'Atelier の非常任編集者) の遺族への寄付を同紙に仲介者となつてほしい旨と L'Atelier の最近号が未着であることとを記し、Leneveux 宛てになつてゐる。(Cuvillier, op. cit., p. 205) 後者は同紙の発行責任者をして一八四〇年には印刷工の抵抗の結社 Société typographique を組織してゐる。(Ibid., p. 54)
- ⑪ *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier t. I*, pp. 455 ~ 456. ロルボンは三年以来、ムリに來住し、共產主義者・フリード主義者の影響を受けていた。Fribourg によるとのちに第一インターナショナルにも参加してゐたといわれる。
- ⑫ Cuvillier, op. cit., p. 26.
- ⑬ この当時三五〜四一年まではブオナロティ Buonarroti 『平等のための陰謀』(Conspiration pour l'égalité dite de Babeuf, 1828) が秘密結社に属してゐた労働者に最も広まつてゐたといわれ、Dolleans は、そのブープ主義は四〇年代イカリア主義の発展におけるひとつを指摘してゐる (op. cit., p. 179)。また柴田三千雄「ハ

ブープの陰謀」(岩波書店一九六七年)は、ブオナロティの立場はネオ・ブープ主義で、本来のブープ主義の持つ大衆運動の側面を脱落させ、反ボナバルト運動と結合したので、もっぱら秘密結社運動の理論に転化した。ブープ主義は秘密結社運動の理論としてでなく革命の大衆性を回復する立場でカペー、サヴァリ、ブランキらに深い影響力を与えたと指摘している。(三五四頁—三五六頁) 以上から少なくともブオナロティの思想は四〇年代の大衆的基盤を求める革命運動に対してはネガチーフな関係を持つものと判断されるが、とくにビュッシュが『平等のための陰謀』から影響を受けたとされる場合、その点の検討を更に行なう必要がある (Isambert, *De la Charbonnerie au saint-simonisme: Etude sur la jeunesse de Buchez*, 1966, p. 182)。それと L'Atelier との関係も検討しなければならぬであろう。

四

一八四〇年代の共產主義的秘密結社に関しては三九年までよりもっと史料が少なく、多くの場合、結社が新しく現われたのか、単なる名称の変化が問題なのか判断としない。^①三九年の事件後、「季節社」の残党は四〇年に Montagnard と合流し、別の結社「共產主義者協会」Société Communiste を形成した。それは表 2 の如く三つのセクションに分れ、その最過激派 Les Travailleurs Egalitaires は、三九年の事件の説明のため、『国民』紙 Le National

『平民』紙 Le Populaire 『人民新聞』Le Journal du Peuple
『商業新聞』Le Journal du Commerce と会合を開いている。
この Egalitaires は『人道主義者』紙 L'Humanitaire の教
説を持ち、四〇年十月の Darmes 事件がこの派の陰謀とみ
なされており、Girod de l'Ain^②の報告により次のことが判
明している。この派は「季節社」の組織を保持し、以前に
週、月、春と称した区分は meter-atelier-fabrique と変
り、結社の規則は秘密行動をとるための綿密な手段を規定
し、闘争の時点ではか委員会のメンバーの名前を明かさな
いことになっていた。結社の規約 Profession de foi de la
nouvelle direction は「家族社」以来の伝統にしたがって
一種の「教理問答」を含んでいるが、これに本質的諸原理
が含まれている。結社の目的は、(1)財産の共有により現実
的平等を実現すること。(2)既存の社会生活が完全に根絶さ
れた時点での事物の状態は共同社会 communauté であり、
これは真の共和国である。そこでは社会的負担と恩恵の最
も平等な分配がなされ、各人は公共の仕事や生産に協同
し、その力や能力に応じて報酬を受け、道徳的・肉体的・
知的要求一般の満足を平等に享受出来る。(3)正義と献身の

上に立脚した真の道徳により、各人の義務は第一にその同
類を愛することであり、彼等にとって自分が有用な人間で
なければならぬ。したがって第一になすべき行為は労働
することである。具体的プログラムとしては、国立工場
ateliers nationaux の組織・最低賃金の法的規則・一日八
時間労働・各県への相互教授学校 écoles mutuelles の設
立(教師が指導して生徒同志で授業する学校)などがある。重
要なことは、革命の勝利後、強力な人民独裁が必要とみて
いることで、これは「品性を陶冶し、障害を克服し、諸原
理を適用する政策を実施するための道ならしをする」ため
である。しかし、この Egalitaires は戦術として「革命行動
を導くための蜂起も、即刻の革命的行動も含んではない。
「現在に関して、我々はメンバーに既存のものを憎悪する
ことを鼓吹し、社会の基礎に触れないで政治的改革のみを
志向するいわゆる民主主義者たちからは遠ざかれと云お
う^③」と主張していた。

次は三派のうち、最も穏和派 modeste と、われる(com-
muniste)で、これは Tchernoff によると、カペーのイカリ
ア主義のパルチザンで、パリよりも地方へ共和主義思想の

普及を狙っていた模様である。事実、三六〇四八年は共和主義思想の地方普及が目立っている。^④ 政府は革命派の大胆な計画 *le coup de main* で首都が占領されると既存体制は崩壊すると考えていたので、パリの秘密結社はきびしく追求したが、地方における共和主義のプロパガンダにはかなり寛大であった。また、三五年九月法は共和主義の公然たるプロパガンダの阻止を目的としており、ユートピストのブロバガンダはあまり妨害されなかった。しかし、この九月法以来、共和国や政府の形態を公然と論じ得ないので、想像力を借りて共和主義的形態の理想的都市イカリアの姿で *communiste* の教説を広めていた。Tchernoff は、地方における民主的「改革宴会」を通してカベール *communiste* は秘密結社と連絡を持ち（当時、秘密結社が新聞編集事務所を装っていたことはよく知られている。『ナンヌナル』紙や『改革』紙 *La Réforme* その他、地方の新聞と会合を持ち、闘争の日のために共和主義の広い陣営を形成していたのではないかと推定している。^⑤

三派のうち *réformiste* に関しては、先に挙げた Darnès 事件、Quénisset 事件の報告書で、それら事件と関連して

その派の存在が知られるようになり、彼等は選挙改革のための煽動を支持していたにちがいないと推定されているだけで詳しい説明は見当らない。しかし L'Atelier 側の提出する資料をみると、これが同紙の発行に関係した一派ではないかと考えられる。

L'Atelier の創刊号の次の言葉は *Egalitaire* の「教理問答」の内容と酷似してはいないだろうか。

すべての人間は社会のために働かねばならない。社会はそれと引換えに彼の物質的・道徳的すべての要求の十分な満足を彼に与えねばならぬ、すなわち、彼とその家族の衣食住にとって充分な賃金を。さらに、労働を欠く時には労働を。病気の時は治療と看護を。老令で衰弱したら庇護所とパンを。^⑦

しかし、L'Atelier は当時の社会主義の中で『ナンヌナル』紙の手先^⑧と呼ばれ、後者への労働者の支持を集めるために活動していたと見られる向きがあったが、このことに関して若干説明を加えておきたい。

後述するように四〇年の Darnès 事件や四二年の L'Atelier のカトリック的立場の表明で^⑨支持者が減り彼等の資金で維持していた財政が不安定になったので、四四年同

紙発行のための合資会社が組織された。それは百フラン百株で一萬フランをもとに、規約では利子も配当も一切せず、利潤はすべて同紙の拡大に充てられ、株主総会を毎年五月に開くこととなっており、次の二事項に関する限り規約改正は認められなかった。(1)新聞の編集は労働者のみで構成される委員会に付託すること。(2)この委員会は労働者の株主のみの会議で多数決で選出されること。労働者でない株主はこの選挙に対する議決権を持たないこと。以上のことは変更され得ないことになっており。記事は通常、無署名であった^①。この会社組織は、同紙の購読者が労働者だけでなく、しかも、労働者でも活動的分子以上には浸透せず、むしろ、ブルジョワ民主主義者、一部では労働者の問題に好奇心を寄せる自由主義的保守派にすら及んでいた^②と併せて Volguine の云う「ブルジョワに買収されたもの」という評価を受ける一因になったものと思われる。『ナシヨナル』紙と L'Atelier の関係に関しては、四〇年代における前者の活動の意味を考察する必要がある。同紙は三〇年代には労働者の蜂起を非難していたが四〇年代には、この年の労働者の大ストライキに対し政府系新聞

が与えた説明に反論して^③、労働者の団結行為を禁止している諸法律に抗議し、ストライキへの治療薬として労資協調評議会 (Conseil de Prud'homme) の労資同数の代表による再編成を主張し労働者の弁護にまわっている。『ナシヨナル』紙のこのような変化は当時の政情と無関係ではなかった。

七月王政期の議会で活躍した共和派には、(1)アルマンカレル Armand Carrel, (2)ガルニエ・ハンジエス Garnier-Pagès (兄), (3)ルドリエ・ロラン Ledru-Rollin・アラゴ Arago の三派があり、(1)と(2)は議会活動を主体にして、(1)は共和主義理念を純粹に政治的理念と考え、共和的保守派を形成し、(2)は政治改革と同等に社会的諸改革に関心を持つが社会主義・共産主義の理念は排斥する。カレルの死後、その地盤を継いだマラスト Marrast はこの派に属し、四〇年代の議会共和派では最も進歩的な主張をしている。この彼が『ナシヨナル』紙の代表者であった。(3)は民主的共和派で政治改革は社会改革への道程であるとし、政治問題より社会問題に重点をおき、その点で議会外の民衆・労働者階級に働きかけ、彼等に影響を及ぼしていた唯一の議会グ

ループであった。さて、三九年の「季節社」の事件は内閣危機にあった政府側をかえって事態の收拾に向かわせたが、第二次スール Souff 内閣成立後、四〇年には三月に第二次チエール Thiers 内閣、十月に第三次スール内閣と交替をくり返していた。それに対し、議会共和派の(1)と(2)のグループは王党左派と団結し「王は君臨すれども統治せず」を原則に政府攻撃を行う一方、三九〇四〇年にかけて一大請願運動から、改革宴会を組織する方向に発展していた選挙改革運動の主導権を握っていた。その代弁者が『ナショナル』紙である。当時、同紙を牛耳っていたガルニエ・バジェスは、ギゾーら政府が大衆運動化しはじめた選挙改革運動に対し、労働者たちのエネルギーをそれから逸らせるために、「遠い未来の詩的な夢を彼等に与えていることを非主義・共産主義の著作」に寛大な方針をとっていることを非難し、これらの思想が階級闘争を導くようになったら危険であること、若し労働者たちが閑を持ち、物質的に楽になり、国事に専念する十分な時間を持つようになったら、彼等は危険な存在になるだろうことをのべ、その懸念から、選挙権の拡大を議会で主張していた。彼の死後『ナショナル』

紙の指導者になったマラストは、七月革命当時、穏和共和派の代議士であったが、その後「人權協会」に参加し「綱領」起草委員の一人になった。三四年から数年、イギリスに亡命し、チャーチストやアイルランド人の大衆の世論に依拠した行動をみて、その方法をフランスの政治改革の戦術に輸入することを考え、同紙で普通選挙を主張するに至っている。但し、合法的に表明された大多数の意志に反抗する蜂起の権利はきびしく拒否していた。^⑩このようなブルジョワ的政府・議会の中で生じた見解の対立から、選挙改革運動は議会の外へ広く展開したのである。当時の七月王政にとっては、社会主義・共産主義思想の宣伝より、現実には普通選挙要求運動の方がより直接的に革命的であったといえる。

このような背景で L'Atelier は四〇年代の共産主義的新聞としばしば論争しているにもかかわらず、^⑪選挙改革を要求する立場から当局の監視をつねにうけ、むしろ、秘密結社の一派とみられていたようである。

L'Atelier は七月王政期にしばしば起った王暗殺の陰謀をつねに非難していたが、四〇年十月 Darnès 事件の際、

その報告者 Girod de l'Ain は同紙を無政府主義的刊行物の一つとして告発している。その際 L'Atelier が弁明のため『ナショナル』紙に宛てた手紙が同紙により公表されている。それによると「L'Atelier はなによりもまず第一に、réformiste である。そして労働の組織が漸進的に実現される手段を説くものである。その手段は決して共同生活的 communitaire な理論と混同され得ないものである。……

本紙は一切の略奪、一切の暴力の敵であり、調停的手段が窮めつくされた後でしか、決して実力で訴えることはしないつもりである」とのべている。この中で réformiste と自称しているが、当時、この語は一般に選挙改革主義のことを指していた。L'Atelier は当局の監視を逃れるためと、秘密結社の陰謀・蜂起に恐怖や嫌悪を感じていた大衆の支持を集めるためにもこの立場を表明し、同時に秘密結社のセクションとしての呼称にも用い、二重に使用していたのではないだろうか。

Darnès 事件に際してのこの立場の表明は、四二年十月以来、同紙がはっきりカトリック的立場を表明したことと併せて、その支持者の減少をひき起した。彼等の多くはバブ

ーフ主義的『友愛』紙 La Fraternité に移ったとみられる。これらの人々に対し L'Atelier は「共産主義の労働者たちへ」と題して、「群衆の中に留まることを希まないうで新しい旗を立てた若干の人々へ。……あなた方が依拠している思想によって我々もまた今までは大なり小なり活動して来たのである。正しく云えば、我々はあなた方と同じ言葉を抱いているのである」(四一・九)とのべている。この『友愛』

紙は四一年ラオチュール Lahautière によってはじめられたが、四三年中断し、四五年に P・ルルーの影響を受け、バブーフ主義の傾向もまじえている労働者たちにより再刊された。これらと L'Atelier は哲学的、道徳的問題について果しない論争を続け、とくに宗教的問題に関しては活発に争ったが、目前の社会的諸改革を問題にする時は意見が一致していた^⑧。当時、共産主義は、民主主義を主張する人々の間でも怖いものとして嫌悪される傾向があったが、L'Atelier はそのため議論の自由を要求し「共有 communauté はサン・シモン主義やフーリエ主義と同等の資格で、公平な審査を請求する権利がある」(四一・三)、

世間が共産主義を憎悪させるために、それを歪曲して宣伝

している(四六・一)と抗議し、政府や警察に対してはつねにそれを弁護していた。たとえば Egalitaire の機関紙『人道主義者』紙が軽罪裁判にかけられた時、L'Atelier は「非常に馬鹿げた教説が若干の被告人によって法廷でのべられているが、これらの教説の実行は彼等の習慣とはほど遠く、家族制度廃止のバルチザンだと自称しているものが、現実には家族の中における一人の立派な父親である事実がこれを充分証明している」(四一・十二)と弁護している。このほか、カベールおよびその派の機関紙『平民』紙との関係も、四一年同紙が発刊された時 L'Atelier を労働者の新聞として共感を示し、カベールも『イカリア旅行』(Voyage en Icarie) の中でビュッシュに同様共感の態度を示しているが、L'Atelier がカベールを労働者階級の師とみなすことに積極的でなかったことから両者の関係は変化し、カベールは四二年三月『L'Atelier の教説への反論』(Refutation des doctrines de „L'Atelier”) を著わしている。しかし、L'Atelier はカベールの反論に対してはあまりとり合わなかったようであり、四八年一月のカベールに関する訴訟事件では、他の共産主義者に対すると同じく彼を弁護している。

Darnès 事件の後、L'Atelier がまぎぞえを食わされたのは四一年の Quénisset 事件で、被告の一人 Auguste Pelit は同紙の設立者の一人であり、また、死刑を求刑されていた最も嫌疑の濃厚な被告たる Colombier の許では同紙が発行したシャンソン集『労働者！ 連合せよ！』(Quvriers, associez-vous) が押収され、他の被告二名の許でも同紙四部が発見されている^③。カベールは『ケニス陰謀事件』(Attentat Quénisset) の中で、裁判中証人にサン・タントワニス郊外の秘密結社に関する質問で L'Atelier 発行のための会合場所が追求されたことを記している。四四年には L'Atelier の記事そのものが当局から追求を受け、十月号が押収され、発行責任者の Pascal が告発された。問題の記事を要約すると、「革命的労働者は、目下、秘密結社・陰謀・蜂起という手段を捨てて、民衆の新聞によって蜂起の目的について充分啓蒙されていなかった大衆の世論を教育している。… L'Atelier は宗教にも、祖国にも、財産にすらも敵対しない社会主義者であり、これらの思想を平和に広めたい…；そして、権力側がこの主張に耳を閉じ続けると、その間に民衆の新聞に教育された大衆が、正義に立脚した世論を

持つようになり、その時には革命的労働者は、一旦放棄して
いた銃を再び手にとる以外の手段を求めなくなるだろう」。
この裁判は当時の日刊紙を賑わした。判決は無罪であった
がその後も当局の圧迫は続いた。四六年に、毎年開かれて
いる七月革命の記念宴会の一つを当局が解散させた。それ
の参加者の大部分はL'Atelierの連中atelieristesであった。
この事件はエンゲルスの目にも止ったようである。なお同
紙は彼と四七年には直接の交渉を持ち、彼を「永くイギリ
スに滞在していたドイツの労働者」と考えていたようであ
る。四六年の同紙への政府の態度はきびしく「商業的自由
の問題における労働者の利害擁護協会」(Société pour la
defense des intérêts ouvriers dans la question de la
liberté commerciale) 設立の申請は却下され、『回想誌』
Revue rétrospective に含まれているパリ警視総監 Dela-
ssertの「一八四六年の無政府主義的刊行物に関する報告」
(Rapport sur les publications anarchiques de l'année
1846)の中にも同紙は含まれている。この年には、L'Atelier
の論調も変化し、十月号では「これから先、すべての問題は
どんな結末になるのだろうか。問題の解決は平和裡だろう

か? 暴力的に社会を激動させるようなやり方でであらう
か? 我々(L'Atelier)が云いつることは、平和な解決へ
の希望をあまりに空頼みしすぎてはならないということであ
る」と主張している。

以上の考察に加えて、二月革命後、四月選挙のために最
初にL'Atelierが提出した候補者のリストをみると、四〇
年代を通じて同紙が秘密結社の共産主義的諸派および新聞
に対していた立場がいっそう明確になる。そのリストには
臨時政府のメンバーとラムネー Lamennais、カペー、コン
シデラン Considerant、ビュンヒェルルーら社会主義、共
産主義思想家および十八名の労働者が載せられていた。そ
の中に同紙のコルボン、職人組合の指導者アグリコロ・ペ
ルディギエ、ビュンヒェル派の宝石加工の労働者生産協同組合
の組織者 Leroy communiste 及び『友愛』紙の編集者で
ある靴工の Savary、彼はリュサンブル委員会への代表
でもあった。ちよびマルタン・メルナルも含まれてい
た。後者は三四年以前から印刷工出身の革命主義者の代
表とみなされており、サン・シモン主義の社会理論の洗礼
をうけ、宗教的立場からそれと分れて前述のようにブラン

キらと「季節社」以来、秘密結社活動を続け、七月王政期を通して、労働運動を指導し、ストライキの支持、労働組合の組織などに活動した人物である。これらの人物のそれまでの活動をみると、それぞれの新聞や著作で相互に論戦をしていたが、L'Atelier は革命に際しては統一戦線組織する意図を持っていたとみられ、同紙は共産主義的秘密結社のセクション réformiste のメンバーとみて差支えないであろう。同紙は可能な限り労働者大衆を基盤に行動するため、一方では合法活動で新聞を発行しながら、他方では秘密裡に、労働者の組織やストライキと関係を持っていったのではないだろうか。前に挙げた労働者のメンバーはそれぞれ労働者の何らかの組織の代表である。かかる点を検討するためには L'Atelier のストライキに対する見解を考察する必要がある。

- ① Volguine, op. cit., p. 21.
- ② Cité par Tchernoff, op. cit., p. 391.
- ③ Tchernoff, op. cit., p. 393. 及び Travailleurs Egalitaires の中に Communiste révolutionnaire とし、四五年の間に一時その行為を宣伝し、宮殿や議会の建物の爆破計画を企て資金獲得に個人の財産の収容を正当だとみなす過激な一派があった。(Volguine, op. cit., p. 21).
- ④ Ibid., p. 395; Dolléans, op. cit., p. 179. 後者は三五号～四五年

ごなっています。

- ⑤ Tchernoff, op. cit., p. 396.
- ⑥ Ibid., p. 391.
- ⑦ Cuvillier, op. cit., p. 139.
- ⑧ カレーが自派の Le Populaire, n° 10 で使用した語 (cité par Cuvillier, op. cit., p. 24)
- ⑨ しかし、彼等はカトリックの統一的制度や普通の原理を援用しただけでなく、当時の教会や僧侶にはきびしい非難をし(四三・三および八) Cuvillier, op. cit., p. 83, p. 90; 教会勢力が設置した慈善協会 Société de Saint-Vincent-de-Paul と Société de Saint-François-Xavier に対しては「若し Saint-Vincent-de-Paul が我々の時代に生きていたら別の行動をとったであろう。」(四四・一一) Ibid., p. 84 と「生産者としての尊厳」の立場で反対している。カトリック側にも「われ等と L'Atelier はカトリックの教義にはかなり無関心であり階級闘争への傾向がある点で社会カトリック運動の先駆とはみとめられなかつた。」(Duroselle, Les débuts du catholicisme social en France (1822~1870), 1951, p. 120)
- ⑩ Cuvillier, op. cit., p. 24.
- ⑪ 下記の L'Atelier 自身が四四年十月号でなごめておる。(Ibid., p. 187)
- ⑫ Agnet, op. cit., p. 390. 同書は『ナンエナル』紙が三〇年代にはストライキをした労働者を非難していたのに四〇年代態度の変化したことを指摘している。
- ⑬ Tchernoff, op. cit., p. 153
- ⑭ Ibid., pp. 128~191
- ⑮ 他紙との論争の詳細は Cuvillier, Les doctrines économiques et sociales en 1840 (Revue d'histoire des doctrines économiques et

- socialtes, 1922) : Cuvillier, Hommes et Ideologies de 1840, Paris, 1956, pp. 95~144 参照(ルビ)。
- ⑨ Cuvillier, Un journal d'ouvriers "L'Atelier", p. 23 以下 Le National, 16 mai 1841 以下参照。
- ⑩ Cuvillier, op. cit., p. 23.
- ⑪ Cuvillier, Hommes et Ideologies de 1840, pp. 122~123.
- ⑫ Ibid., p. 121~122.
- ⑬ Bastard, Rapport, p. 77 et p. 260, cité par Cuvillier, Un journal d'ouvriers, p. 27. なお L'Atelier は職人組合の伝統の影響をうけ、シャノンンは「或る時代における司祭である。それには深い確信と純粹な心と勤勞の手でしか触れてはならない」(四四・七)と民衆を道徳教育するための手段として重視していた。(Jean Briquet, Agricol Perdiguer, Paris, 1955, p. 204)
- ⑭ Cité par Cuvillier, op. cit., p. 27.
- ⑮ Ibid., p. 28.
- ⑯ Ibid., p. 29.
- ⑰ Cuvillier, Hommes et Ideologies, pp. 133~136. なおエンゲルスは「イギリスの工場主と労働者」で L'Atelier にあてて、同紙がブルジョワ系新聞『ブレム』のマンチェスターで開かれた労働者の集会に関する報告の真びょう性に対し、判断を留保したことを賢明だとほめ、その集会が職工長の集会であったことを指摘している。(マルクス・エンゲルス全集第四卷 大月書店版 三四五—三四六頁)
- ⑱ Cuvillier, Un journal d'ouvriers, p. 29.
- ⑲ これに対しキエヌ県選出のリッタサンポール委員会への代表たちたより組織された「中央委員会」(その規約はおそらくブランキの起草)が別のリストをつくったが L'Atelier は臨時政府のメンバーが含まれていない理由でこれをとらず、自派の提出した労働者のメンバーをブルジョワ側の Comité central des électeurs の提出したリストに加え

つこれを採用した。これははキエヌ派が記載されていた。このことから L'Atelier は不信を買ったのである。(Cuvillier, op. cit., pp. 33~34; Jean Dautry, 1848 et la II^e République, Paris, 1956, p. 110)

⑳ Cuvillier, op. cit., p. 34; Briquet, op. cit., pp. 240~241)

㉑ Volguine, op. cit., p. 11.

五

七月王政期のストライキに関するしてはすでに J.-P. Aguet の詳細な研究があり、それを一部紹介した研究が我が国で

表3 七月王政期のストライキ件数

年代	労働省統計	Aguet の調査
1830	40	8
31	49	6
32	51	8
33	90	72
34	55	14
35	32	8
36	55	18
37	51	9
38	44	6
39	64	15
40	130	37
41	68	24
42	62	20
43	49	18
44	53	20
45	48	38
46	53	34
47	55	27
計	1049	382

表4 Aguet の調査の内訳

工業	162
建築	122
織物工業	82
鉱業重工業	16
計	382

表4 Aguet, Les grèves sous la Monarchie de Juillet, p. 365.

もなされているが、表3の数字でわかるように、当時、三三年と四〇年にストライキの多発が目立っている。Aguetの調査では、ストライキの発生は手工業に最も多く、次いで建築関係が目立ち、地域ではパリが最大で三八二件中、一一九件を占め、次がリヨンであった。ストライキと経済的状况の關係は、不況期に必ずしも多いとは云えず、かかる時期に発生したストライキは鉄道・運河など大公共事業における仕事場か近代的織物工業の場合で、これらの場合の労働者は純粹な近代的プロレタリアートと考えられるがまだ未組織で、多くの場合そのストライキは自然発生的で、暴力化することさえあり、賃金の低下や遅配への不満が原因となっている。いわば飢餓のストライキで期間は短かく、数日から、時には数時間のことすらあった。ストライキが多発したのはむしろ景気の上向いた不況からの回復期で、三三年・四〇年はともにそれに該当する。その場合のストライキは手工業が中心で、大部分は現状より、よりよい労働条件獲得のために、計画的に・攻勢的になされた。したがって、期間も長く、数日・数週、時には数ヶ月に及ぶこともあった。彼等の抵抗の土台には何らかの組織があった

ことが知られ、Aguetの調査した三八二件のうち、一二〇には組織のあったことが確認され、残り二六二のうち、半数は組織は確認されないが計画的で自然発生的ではなかったことが判明している^③。当時、労働者に対する法的規制は一七九一年のシャプリエ法で産業の自由の立場から一切の職業的団結が禁止され、XV年のGermainal法で「労働手帳」の義務化が決められ、一八〇三年の民法では労働者と親方の賃金に関する紛争の際、親方の証言が決定的とされ、一年の刑法二九一、二九二、二九四条では二〇名以上の結社は許可を必要とし、四一四〜四一六条では、親方と労働者の双方に労働条件・賃金に関する団結行為を禁止している^④。これに三四〜五年の共和主義への弾圧法が重なっていた。但し、四月法に関するナントの市長の通達では、政治に關係のない結社は妨げないことが示されており、当局は、労働者の結社に対しては、専ら職業的なもので、抵抗の組織や政治的結社の仮面とみなされないものには寛容であった^⑤。当時の労働者の組織で最も重要なものは職人組合 *corporations*、これはシャプリエ法以来衰退の傾向にあったのが、最近の研究では一八一五〜四八年には内部の革

新的気運の中で、衰退への傾向はストップし、次第に国民的生活の中に定着しはじめていたことが指摘されている。^⑥これは一八一七年以降しばしば確認される彼等のストライキの成長と関係を持つとみられるが、その際、極めて強い団結力を發揮していた。しかし、一般には労働者の権利要求のための組織としてよりは、各々の慣行 *rite* や職業的団体の相違でしばしば派手な乱闘をやり、時には死人も出るなどの騒ぎや祭の行事などで目立つことの方が多かった。内部における離合集散のくり返しの中で、四〇年前後にアグリコル・ペルディギエとモロー Moreau により組織を改革する気運が高まり四八年前夜には三つのグループになっていた。従来の *les Devoirs* は ①「*Maitre Jacques et Soubise*」と呼ばれるもの、②「*Salomon* あゝは *Liberte*」と呼ばれるものと、二つのグループに分れ、もう一つは ③「*L'Union*」であった。この *L'Union* は三〇年に成立したもので、フランス巡業の若い職人のために就職の斡旋・失業と病気に対する援助・職業的教育などを組織し、すべての職種に対等で、全フランスに拡がり、職業的団体 *corps d'etat* のわくを越えて労働者の連帯を形成しようとしてい

た。^⑧その中で、ペルディギエはコンパニョナーージュの伝統と習慣を尊重しつつ、統一を目指していたがモローはすべての伝統を潰すことを主張していた。後者は労働者の近代的組織化のみを考えていたのである。これら兩人は、*L'Atelier* の非常任の編集者として参加している。四二年三月の *L'Atelier* は「モローは急激な改革で物質的利益のためのよい組織を示しているが、道徳的保障を無視してしまっている。旧習・伝統的慣行・コンパニョンのあだ名を一挙に潰すことはあまり現実的とは思えない。コンパニョンがその基礎にしていた諸原理の道徳性をペルディギエが指摘していることは評価されるし、またモローは消滅させるべき欠陥を指摘したものととして評価される」^⑩。七月号ではモローの意見を解説しながら、全き一つの力をもっている職人組合が体内に持つ旧習の弱点を克服するように、ペルディギエが脱皮すべきことに同意を示し、意見の対立している二人の「立派なコンパニョンを勇気づけ、彼等を援助し、内部からこの制度を変えるため、彼等の力が大きくなるようにすべきである」とのべている。*L'Atelier* がこの組織に期待したのは、労働者が *association* を組織して

自らその組織を管理するようになるための教育の場としてである。その中でもとくに「道徳的な制度として」「その成員に対し association が為す道徳的統御」が「(彼等の) 誠実からの逸脱を防ぐ」ことを称賛している。そして、「職人組合は親方制度と労働者の association による制度との間の卓越した過渡的一制度になるだろう。親方と労働者の対立した利害関係が存続する限り、労資協調評議会 Conseils de prud' hommes が敵対する二勢力の調停者になるだろうし、各職業毎の組織は同時に association の中央機関を設置することを大いに容易にすることだろう」(四二・三)⑩。この主張は次の三つの見解と併せてみると、四〇年初期に L'Atelier が目指していた労働者の association は決して生産協同組合のみを意味していたのではないことがうかがわれる。すなわち、四〇年のパリのストライキに対し裁判が仕立職人に対してのみ団結行為の罪を適用したことを、不公平であったと非難するとともに、彼等労働者に対しては「あなた方は六人、八人、場合によつては十人で構成される小結社を持つことが出来る。これら結社の各々は最も信頼出来る人物をそれらのメンバーか

ら選出し、企業家との仲介を彼にさせる。彼は旧来の下請業者(marchandeur または tâcheron)の地位に立つが、それは結社全員の利益のために位置するのであり、そうすれば、各人の労働の部分にしたがって全員に儲けを分配するようにになれる」(四〇・十)⑪と association の結成をすすめているが、かかる構想はすでに三三年のパリのストライキに際して、「人権協会」が E. Frahen の署名入りのパンフレット⑫で示している。これは下請制に対する協同組合的組織ともみられるが、企業家に対する団体的契約の組織とみれば労働組合的性格を持つものといえ、場合によっては抵抗の組織になり得るものといえる。次に「我々は親方に対する絶えざる闘争の中で、彼等に対してもまた我々の仲間に対しても不信と羨望の習慣を身につけて来た。我々はそうであることをのぞまないにもかかわらず association の中にそれを持ち込むのではないだろうか。一言でいうなら、我々は association の道徳的習性を持っていないのである」(四二・十二)⑬とのべる時、理想の「労働者生産協同組合」の即刻の実現は労働者自身の中にも問題のあることを自覚していたこと、さらに「イギリスの労働者の連合 Lignes と

フランスの職人組合コンゼニエナージュの間には相似点があり……欠陥の存在するサークルの中で堂々めぐりをして、イギリスの労働者が二十年間苦しんで来たことをくり返さないようにすべきである」(四四・六)。「悪は政府の中にあるのだということを理解していたチャーチスト」(四四・六)と評価していることなどから、イギリスの労働組合運動を手本に行動する意図がみられるのである。

職人組合コンゼニエナージュのほかに労働者の組織としては、一八世紀末から手工労働者の中で病氣・老令・失業の場合の相互扶助を目的とする共済組合型の結社 *société de secours mutuels* が存在した。L'Atelier はこの結社の支持者が「用心深い精神」でエゴイストになることを非難し、「我々の時代のような闘争の時代においては献身がつねに鼓舞されるべきである……より大きな、より友愛的な基礎の上に(結社は)建てられるべきであって、それはまず、その成員を失業から守り、賃金の低下を阻止するようにすべきである」(四五・六)と主張する。L'Atelier が主張するこのような結社は当時抵抗の結社と呼ばれ、相互扶助の結社の仮面をかぶっている場合が多く、ストライキに備えて共通の財源

を秘密裡に組織していた。これらは次第に相互に関係を持ち時には議会の反政府派・秘密結社などと関係を持っていた。この抵抗の結社は近代的労働組合の端緒といえる。

L'Atelier の編集者の中、印刷工の教人はこのような性格の結社 *Société typographique* を四〇年にくり、その会長プレジダンに同紙の最初の発行責任者 Henri Leneveux が選ばれている。このような抵抗の結社がストライキを通じて次第に増えていたことを Agnet の研究が示している。

当時のストライキの要求の中では賃金に関する要求が多かったが、L'Atelier は賃金の低さに対する抵抗は「労働者全員が参加する最も容易な努力・初歩的努力であり……これは労働者大衆の惰性的無気力 *la force d'inertie* に対してのみ使用されるべきもので、この消極的闘争と平行して労働者の最も活動的分子が、社会的に、より高度の影響力を持つ一連の行為に、道徳的・知的な天賦の力フォールスを捧げることが急務である」(四四・六)と賃金要求のみで満足することをいましめている。また、賃金の引下げに対し独身者が、同じ仲間の家族持ちの難儀を省りみず、引下げを受入れ、後者にもそれに同調することを強制するのを非難

し、連帯の必要を説く(四二・一)^②。活字鑄造工がストライキで賃金の引下げを撤回させた時、「成功したのは彼等の連合に負う」(四二・三)^②と称賛している。下請制への抵抗に対しては、「この制度は企業家の搾取に労働者仲間に対する搾取が加わった二重の搾取であり……今まで実際になされて来た搾取の中で最も破廉恥な、人間による人間の搾取である。……かかる人達を我々は一切軽蔑しよう。彼等是我々の力や連合に對し、最も影響力の大きい障害物であり、彼等は彼等のみが密かに知っている事業の内情を巧みに利用して、我々を値切って働かせ、我々の道徳を退廃させる」(四三・十二)ときびしく下請業者を非難している。この問題は四〇年以来、頻繁に記事にされている。これと関連して日給制要求に対しては、J. A. Keller の未来の association では出来高制を主張しているが「現行の経営は出来高制を新しい圧制の道具としてのみ利用している」(四三・五)し、「かかる制度では企業主は労働者の仕事場の非衛生を顧慮する必要もなく、労働条件の改善に注意を払わなくなる」(四三・七)ので「現在はあらゆる努力で日給労働維持のために闘うこと」(四三・五)^②を称賛している。四六年

の Caen の大工の賃金引上げ要求のストライキに対しては、たとえそれが成功しても当市の物価が高く、彼等はそのため田舎住いをして往復一時間半〜三時間の距離を通勤している。彼等は十時間労働というが往復の時間を入れると十三時間に及び、それで賃金を考えると引き合わないことを指摘している。(四六・七)^②このほか労働手帳に関しては、この手帳によるような拘束は他のどの階級にもなされていない。……釈放された罪人に對する監視に等しいやり方であり「労働者の尊厳を傷つける」(四四・二)と非難する。このほか労働者の要求に関連した記事はアトリエの内規・賃金表・労働時間の引下げなどがあるが労働者のストライキに関しては一貫して支持を与え、ただストライキの際、就業しようとした労働者を暴力的に阻止したことが契機で告訴された革なめし工に、暴力行為が団結行為を明らかにし、告訴の対象にされる結果を招いたことをたしなめている(四三・十二)^②のが目立つのみである。ストライキに對する当局の弾圧に對しては「団結行為で留置された一人から(政府は)つねに一人の政治的兵士をつくる。それは彼の計画した賃金のための闘争が、論理的に、より高度の段

階に彼を導くようになり、政府はこのようにして自分への熱烈な敵をつくっている」(四二・八)^②と、弾圧が労働者の意識を高めていることを指摘している。ストライキに関連して L'Atelier は、労資協調評議会 les Conseils de prud'hommes の改組を要求している。それは (1) 成員を選挙でえらぶこと。(2) 現行では企業主と、職工長 *contremaitre* と営業資格所有労働者 *ouvriers patentés* で構成されているが、企業主と労働者の数を同数づつにすることおよび、職工長や営業資格所有者は労働者ではなく、前者は「圧制の道具」(四一・二)^③であり、後者は「最も苛酷な親方」であり「真の労働者は賃金を手段に企業家に自己の腕を賃貸している労働者で、労働手帳を強制され、営業資格を持っていないもの」^④であるから、かかる労働者から選出すること。(3) 各企業毎か、少くとも産業部門別にその個別の評議会をつくること。現行の評議会は各々その下に非常に様々な産業を管轄しているので職種毎の専門的知識がないため不合理である。そして、各々のその専門評議会の上の一つの中央委員会を設置して、それにはすべての職 *état* の代表が集まり、専門評議会で解決不能のものを扱う。(4) これ

ら評議会の権限に関して、現行では個人に対する裁定となっているが、現実には集団的 *collectif* な影響を及ぼしているので、団体的問題の裁定にも権限を与え、一度、決定されたことは同種のものすべて適用されること、なお、この委員会は各職業・各地方で生活必需品の価格にしたがった最低賃金表を確立することを挙げている(四一・二)。これは未来の *association* 実現までの全く一時的手段にすぎないといっているが、このような組織で労働者に労働条件に関する討議の権利を与え、それを通して意識を高めようとしたといえる。^⑤しかし、Cuvillier は、以上のような L'Atelier の主張は同紙にとってあくまで二義的なもので、それが労働者の解放の手段としたのは労働者生産協同組合としての *association* であると繰返し主張している。この点についてはまとめて私見をのべたいと思う。

① Agnet, *Les grèves la Monarchie de Juillet* (1830~47), Genève, 1954.

② 喜安朗前掲論文

③ Agnet, *op. cit.*, pp. 369~371.

④ *Ibid.*, pp. XVII~XVIII.

⑤ Dolléans, *op. cit.*, p. 171.

⑥ Coornaert, *op. cit.*, p. 54 et suiv.

従来は非手前掲論文のみなられた Martin-Sain-Leon により、compagnonnages は第一帝政・王政復古期を頂点に、七月王政期には次第に衰退し、とくに四〇年代以後その兆候が顕著であったとされてきた。(『史淵』六七・六八合併号一〇五頁)

- ⑦ Ibid., pp.67~68.
- ⑧ Ibid., p. 88.
- ⑨ Briquet, op. cit., p. 201 et suiv.
- ⑩ たゞそれはブツリロン・ヴルヂキエは Avignonais-la-Vertu (トビニオン人有徳者)と呼ばれた。
- ⑪ Briquet, op. cit., pp. 216~217.
- ⑫ Ibid., p. 216. ヴルヂキエはゴマンヤ L'Atelier に最も親近感を抱くべしだがカトリック的傾向を嫌がっていた。(Ibid., pp. 424~425)
- ⑬ Cuvillier, op. cit., p. 149.
- ⑭ Ibid., p. 155.
- ⑮ Agnet 自身のペンネームを「人權協会」の中央委員報告記 Dutraisse de Braham の名で起草したのではないかと、なおこの全文は Agnet, op. cit., pp. 117~118 である。
- ⑯ Cuvillier, op. cit., p. 174.
- ⑰ Ibid., p. 126.
- ⑱ Ibid., p. 127.
- ⑲ Agnet, op. cit., pp. 16~17.
- ⑳ Cuvillier, op. cit., p. 128.
- ㉑ Ibid., pp. 110~111.
- ㉒ Agnet, op. cit., p. 235.
- ㉓ Ibid., p. 247; Cuvillier, op. cit., p. 103.
- ㉔ Cuvillier, op. cit., p. 171.
- ㉕ Agnet, op. cit., p. 318.

- ㉖ Cuvillier, op. cit., p. 129.
- ㉗ Agnet, op. cit., p. 237.
- ㉘ Ibid., p. 236.
- ㉙ Cuvillier, op. cit., p. 104.
- ㉚ Ibid., p. 214.
- ㉛ この問題に関しては後述のようた corps d'état の代表を集め議会に諮願して、四四年、パリの印刷工は自らの組織との間に一種の団体協約を成立させた。(Agnet, op. cit., p. 288)

六

以上、共和主義運動と労働運動の二つの側面から L'Atelier の活動を考察したが、その過程で労働者階級における、いわゆる「前衛」と「大衆」との間の意識の溝^{ギャップ}に気がつく。秘密結社活動を通じて「前衛」たちは既存体制の根絶による共産主義の実現、それによる人間の平等な解放という目標を掲げ、その実現への手段として武装蜂起を考えていた。しかも彼等の描く共産主義は「季節社」にみられるように財産共有で衣食住を共にする共同生活体で、家族も廃止するといった一般民衆の生活意識からおよそかけはなれた空想的なものであった。一方の「大衆」は手工業生産体制の優越する中で専ら職業的枠の中の生活意識しか持たず、ストライキの要求をみても賃金に関する要求が

圧倒的で、企業主が団結して独占の傾向を示している時でも労働者の抵抗の対象は彼等自身の親方のみである。①したがって、三九年の「季節社」の蜂起に無関心であったのみでなく、四〇年に高揚したストライキも選挙改革運動とながりはなかった。かかる状態の中で L'Atelier の労働者が引き出した教訓は、労働者大衆と密着し「彼等自身によりその利益や尊厳を守る」（四四・十）力を生み出し社会革命を追求することであった。そのためには同紙の仲間である秘密結社の「前衛」と、「大衆」の溝を埋める必要があった。そこで、一方では「前衛」の説く共産主義の空想性を批判し、ビュシェの思想を手がかりに、前者の理論を現実的・科学的に発展させ、他方「大衆」に対してはカペーがイカリアで共和国を説いたように、L'Atelier はアトリエを借りて association の形で社会共和国を説き「大衆」の具体的要求―賃金要求など―の解決だけでは労働者階級の根本的問題は解決しないことを示しつつ彼等自身の中に現に存在している様々な組織を階級的連帯の現実的基盤として把握し、②その各々の組織が体内にはらむ弱点をきめ細かく批判しつつ、それらを労働者の真に階級的な連帯・

統一のための抵抗の組織に発展させようとしたといえる。L'Atelier の労働者自身何らかの組織と関係を持つ者がかなりあったし、また、同紙は労働手帳に関する下院への請願運動のため四六年二月には二六の職業団体 corps d'état の代表を集めてその運動を組織している。この集会は団結行為に対する事実認定が親方と労働者の場合では異なっていることに抗議し、また労資協調評議会の改組を要求している。④ L'Atelier は当時労働者の中に存在していた諸組織に対し、(1)職人組合にはその団結力をたたえ最も期待をかけながら、その組織間の伝統的な対立を批判し、(2)相互扶助の組織に対しては「用心ぶかさ」がエゴイストをつくることをいましめ、(3)生産協同組合に対しては、個人に分割も譲渡もされない社会化された資本を強調して雇主への憧れを捨てさせ、「association はとくに下請制の成立しているところではどこでも容易に設立され得る」（四五・八）として、⑤現実に労働者が最も組織され易い条件の所在を示しつつ、その組織を通して抵抗の組織を志向していたといえる。相互扶助の組織が前者の仮面であり得たことは L'Atelier の労働者生産協同組合の場合にも通用しうるはずであった。

表5 L'Atelier の編集関係者と労働者の組織との関係

(註)

労働者名	職 種	関係組織または組織的活動の事実
Bérard	仕 立	1848年3月、同業組合的組織に労働者の失業とストライキのための機能を兼ねた L'-Association fraternelle des Tailleurs de Clichy を設立。リクサンブル委員会への代表委員。(a)
Leroy	宝石加工	ビュシエ主義の労働者生産協同組合の設立者。(b)
Corbon *	大理石彫刻	最初印刷工から出発しその同業組合に参加。(c)
Danguy *	印 刷	1840年のストライキで投獄さる。(d)
Desoye *	〃	1848年に印刷工の association の管理者。(e)
Gaillard *	〃	1848年4月16日、L'Hôtel de Ville への労働者大衆のデモ行進のさい、印刷工の同業組合を統率してデモの先頭に立つ。(f)
Leneveux *	〃	1839年「印刷工組合」 Société Typographique の設立者で、同業組合的立場で『印刷所』 L'Imprimerie の発行。(g)
Lambert *	製 本	「印刷クラブ」 Club Typographique と「印刷工組合」 Société の議長。(h)
Capron *	前 店 員	眼鏡・家具の錠前・ピアノなどの労働者生産協同組合の篤志的な会計係。(i)
Gillard *	錠 前	もと羊飼いの出身で、コンパニオン仲間と関係。Seine-et Marne で association を組織しはじめていた。(j)
Delorme	仕 立	1832年以来仕立工の相互扶助組合設立者の1人。ストライキで投獄の経験。(k)
Moreau	錠 前	コンパニョナージュの改革者
Perdiguier	指 物	同 上 (m)

*印は常任編集委員

(註) 表5製作の参考文献は Cuvillier, Un journal d'ouvriers ((b) (e)), p. 58. (d) (k), p. 26. (a) (i) (j) pp. 196~197.; Gossez, L'organisation ouvrière à Paris (Bibliothèque de la Révolution de 1848, t. XXIV, 1967) ((a), p. 166, (b) p. 262); Gossez, La presse ouvrière ((g), p. 129, (k) p. 151); Briquet, Agricola Perdiguier ((l) (m)); Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier t. I. ((c) p. 455)

これら既存の労働者の組織を通して彼等を團結させながら個々の組織の枠を越えて階級的な連帯意識を示すためチャートリストへ呼びかけたり、普遍的な原理としてのカトリック的立場から友愛と献身を説き「前衛」たちの革命行動と

結合させていくことを求めた。この場合 L'Atelier のプロパガンダの対象は七月王政期の労働運動の担い手であった手工業労働者であり、当時彼等は建築部門における下請制の進展に象徴される資本と賃

労働の対抗関係の最前線に立ち、プロレタリア化しつつ、まだ雇主への幻想をすっかり絶ち切られてはいなかった。したがって L'Atelier の彼等に対する主張はそれだけ道徳的にならざるを得ず「献身」が問題になり得た。そして手工業労働者の一員として L'Atelier の主張も微妙にゆれる。創刊号で労働権は生存権としての「労働の権利」Le droit du travail であったが、四一年には「労働への権利」Le droit au travail すなわち「各労働者が生産した価値に等しい消費財の個人的所有へ」の権利となり、四五年には「仕事に応じた分配」の概念となる。これは下請制に反対する手工業労働者の意識の最も直接的反映に他ならない。国家の機能に対しても「前衛」の主張する革命独裁ではなく、各職業内の associations を相互に連帯させそれを規制するため^⑧の立法権を持つ程度のものである。④一・九。しかし他方ではストライキに現われた諸要求を汲みあげつつ、法や国家の階級性を説明する。幼児労働法を批判して、法律は「我々のためにだ」というが…嘲弄だ！…保護すると云いながら未だかつてそうであったことはなかった」④三・六とし、「貨幣によって貨幣のために設立され、貨幣を持っている

人のためにのみ存在する政府」④二・九^⑨を民主的原理で変革すべきことを主張する。多様な組織や生活条件の下にある労働者大衆をまず国民的に結集させるための共通項も必要であった。かくて、普通選挙要求の運動に合流し、彼等のエネルギーを基礎に「政治改革を社会改革」へ導こうとしたといえる。三三年・四〇年のパリの大ストライキと同様、四七年末からの景気回復の兆しの中で四八年二月に革命がおこしたのは暗示的である。したがって、二月革命が単なる選挙改革に終らず社会革命への要素をはらみ、「四八年革命の社会的業績が四〇年代のストライキにおける職業的権利要求のプログラムであった」^⑩とすると、労働者たちがまだ職業的枠を土台にしなからではあれ、その要求で労働者大衆が結集し労働者の三部会（「リニクサンブール委員会」）を成立させるに至ったことは、四〇年代初期からその要求を体系化し労働者を組織しようとした L'Atelier の活動はこれに対し極めて重要な意義をもつといえよう。「歴史が当時の大陸における経済発展の状態が資本制的生産を廃止しうるほどまでには成熟していなかったことを明らかにした」^⑪段階では、L'Atelier の道こそ労働者大衆解放

の道への第一歩であった。リュク、サンブル委員会への労働者の代表と、二月革命以来形成されていた同職組合メカニシヤンの連合組織たる「総合協会」*Sociétés Générales* や「友愛協会」*Sociétés Fraternelles* を土台に、「労働者が新しい社会組織によってしか解放されないことを自覚し」て発刊した『労働者新聞』*Le Journal des Travailleurs* を *Gossez* は「労働運動史上、はじめて首都の労働者で組織された彼等の代表からその代弁者としての資格をみとめられた新聞」^⑤と評価しているが、*L'Atelier* は二月革命前にその基礎工事をしたものとしての資格を持つといえる。その活動はフランスの労働組合運動の黎明をつげるものであったといえよう。第二共和政期における *L'Atelier* に関しては四囲の状況の変化と対応させてその意義を別途に検討しなければならないと考える。

① Aguet, op. cit., pp. 227-228.

② 最近の *Brubat* の研究も、三〇年代前半までは旧制度以来の組織、とくに職人組合が労働運動初期に果たした役割を「旧いものを過小評価すべきではなく、新しいものを過大評価してはならない」と断りつつ、そのなから近代的な組織への志向があることを無視すべきでない」と指摘している。*Brubat, Le mouvement ouvrier français au début*

au XIX^e siècle et les survivances d'ancien régime (*La Pensée*, n° 142, Dec. 1968)

③ 表を参照

表中の * *Société Typographique* に若干説明を加える。これは三八年に成立した「印刷親方組合」(*Chambre Syndicale des Matres Imprimeurs*) に対抗する印刷工の組織であり、一八三三年印刷工場臨時委員会の「印刷工自由協会」のための規則 (*Règlement pour l'Association Libre Typographique*) を原型にしていた。それ以来各プロトリエから労働者二十名毎に一名の代議員を選出、秘密に三百〜五百人の加盟者が貸金表確保のため総会に集合することを決め、この組織は「当時 Jules Leroux (d. r. ルー) の弟が生産手段共有のための労働者生産協同組合を組織していた」とは目的を異にしていた。*Société Typographique* は四二年企業主側の貸金表案を認め、七名の企業主と各印刷所から一名ずつ選出された労働者代表とで構成する委員会を獲得し、貸金の統一化、五年後その再審改訂の契約をした。このことは当時のベリの労働者に反響し、四五年十月、ネオ・プロブ主義の『友愛』紙は「この例は他のすべての産業に模倣されるべきであり、他日、すべての産業の代表者がこのやり方で連合するようになつてほしいものだ」とのべている。この組織は労働者の神聖同盟を準備したもので、労働運動と選挙改革運動を結合させ、四八年には他の同業組合がそのあとを追うことになる。四九年にはこの結社の名において、「すべての労働者の同業組合間の、出来る限り完全な連帯」を目的の一として一八四条の規約をつくり、労働組合運動の先駆となつている。*(Gossez, L'organisation ouvrière, pp. 197-203)* 以上の事実はい *L'Atelier* の編集者の多数が印刷関係者であったこと、*Leveau* はこの結社の設立者でもあり、同紙の最初の発行責任者であったこと、考えあわせると、このことから *L'Atelier* の asso-

ciation の目的が単なる生産協同組合ではなくことが推察されるべきである。

④ Ibid., pp. 290~291; Cuvillier, op. cit., p. 214; Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier t. I G. L. G. の項に於て「L'Atelier」の語は「L'Atelier」の最も重要な運動である」と記してある。(p. 456)

⑤ Cuvillier, op. cit., p. 172.

⑥ Agnet の研究に於てカエントキの数は手工業者に最も多量であると認められている。

⑦ ノーリヒ主義者の Victor Considerant は「L'Atelier」のこの言葉は「偽善のメントではなく、彼等の道徳主義は一つの口実や権取とは全く別の事柄であり、これは一つの誓いである。民衆は彼等に忍従の道徳を説教してゐる懷疑主義者・無神論者・経済学者・体制満足者の

と「L'Atelier」の人々を決して混同はしない」とのべている。(Le socialisme devant le vieux monde, p. 78, cité par Cuvillier, op. cit., p. 78)

⑧ Cuvillier' op. cit., p. 139.

⑨ Ibid., pp. 137~138.

⑩ Ibid., p. 168.

⑪ Ibid., p. 117.

⑫ Ibid., p. 121.

⑬ Dolléans, op. cit., p. 231.

⑭ マルクス『フランスにおける階級闘争』へのエンゲルスの序文。

(青木文庫一七一―一八頁)

⑮ Gossez, op. cit., pp. 159~160.

(大阪市立南高等学校教員)

Introduction of the Western Science between
Ming 明 and Ts'ing 清

by

Kiyosi Yabuuti

In the period of Ming 明 and Ts'ing 清 a great deal of the western scientific arts were introduced by some Jesuits and had a great influence on China. The introduced arts were widely spread around Astronomy and Mathematics. At the end of Ming “Ch'ung-chêng-li-shu” [崇禎曆書] was completed and the calendar was amended at the beginning of Ts'ing because of the Chinese acception of the world-wide movement at the age of European overseas advance as well as the inner factors in China; but it was missionaries, not scientists proper, who introduced the Western science, so that their introduction of science had a certain limit and at the case of Tien-li-wên-t'i 典禮問題 missionaries in China became isolated. Contrary to the development of Rangaku 蘭学 in the Edo 江戸 era, the introduction of the Western science in the Ming and Ts'ing era had been weakened with the change of the times.

Un Journal d'ouvriers “L'Atelier”

par

Kazuko Sugimura

De tous les journaux nés autour des années 1840, L'Atelier est peut-être le plus important. Ce journal devait posséder le double caractère d'organe duchézien et de journal d'ouvriers. L'École buchézienne préconisait la révolution sociale par le vue catholique-jacobin et l'association ouvrière de production. En 1840, un certain nombre d'ouvriers buchéziens déterminèrent de créer un journal qui ne serait plus seulement fait pour les ouvriers, mais rédigé exclusivement par eux : c'est L'Atelier. Son promoteur, Anthime Corbon, typographe, puis sculpteur sur bois, a côtoyé la Société des Saisons et été mêlé les insurgés du 12 mai 1839. Le programme du journal s'inspire des revendications que les premières heures de la révolution de 1848 réaliseront en grande partie; de plus, ce journal s'intéresse au mouvement ouvrier dans tous

les pays où il se développe, et notamment en Grande-Bretagne. L'Atelier songe à créer des liens de solidarité entre les classes laborieuses en Grande-Bretagne et France. A la veille de 1848, voilà, il me semble, l'expression d'une prise de conscience de classe d'ouvriers français devant le capitalisme mondial en formant.

A Geographical Study of One of the Ancient
Capital Cities in Japan, Kuni-kyo 恭仁京

by

Kenryo Ashikaga

Through the examination of the roads, ditches, footpaths and micro topography by the aerial photographs of one ten-thousandth with the observation and survey of the necessary spots, the author is to trace back the plan of Kuni-kyu-chodoin 恭仁宮朝堂院, Dairi 内裏, Daidairi 大内裏 (court area) and the main streets of the metropolis.

The result was as follows ;

(1) the plain surface was recognized which was thought to be the site of Chodoin 朝堂院, divided all around by the natural or artificial small cliffs and clear ditches, about two hundred meters from east to west and about five hundred from south to north.

(2) the site nearly on the north of the Chodoin was assumed to be Dairi, enclosed with the square ditch of a side which about two hundred meters long.

(3) As a result of drawing the site of Kuni-kyu (Daidairi) with eight cho 町 (about one thousand meters) square around the assumed Chodoin and Dairi, the site is naturally thought to be the court area, judging from every point such as the pattern of roads or ditches, topography and the place name.

(4) Still more in the Kizu 木津 area, considered as Ukyo 右京 in Kuni-kyo 恭仁京, the site of the road was found which played the most important part in the contemporary and was possibly constructed in the period of Kuni-kyo.